関係都道府県防災会議会長 殿

中央防災会議会長 (内閣総理大臣) 安 倍 晋 三

融雪出水期における防災態勢の強化について

貴殿におかれては、日頃から各般の施策を通じて災害対策の推進に御尽力いただいているところである。

今冬の雪害に対する防災態勢の強化については、既に「降積雪期における防災態勢の強化等について」(平成 27 年 11 月 13 日付け中央防災会議会長(内閣総理大臣)通知)をもって除雪中の事故防止対策の徹底等についてお願いしたところであるが、引き続き、人命の保護を第一として、その徹底に一層努められたい。

さらに、今後、融雪出水期を迎え、気温上昇に伴う雪崩及び落雪の発生や、融雪に伴う出水による河川の氾濫及び土砂災害が発生することが懸念される。融雪による地すべりによって被害が発生するおそれがあること等を踏まえ、関係機関と緊密な連携の下、特に下記の点に留意して防災態勢の一層の強化を図られたい。

なお、関係機関及び市町村防災会議に対し、周知徹底をよろしくお願いする。

記

1. 気象等に関する情報の収集・伝達の徹底

都道府県は、なだれ注意報、融雪注意報等の気象に関する情報に注意を払い、 現地における融雪の状況等の迅速な把握に努めるとともに、国に対し適時情報 提供すること。気温上昇に伴う雪崩及び落雪の発生、融雪に伴う出水による河 川の氾濫及び土砂災害の発生のおそれのある場合は、住民、市町村、関係機関 等に迅速に伝達し、注意喚起すること。

また、必要に応じて、インターネット(ホームページ、SNS等)等により 提供された情報を活用すること。

市町村は、住民等の安全確保のため、気象に関する情報や避難勧告等の防災情報の伝達に当たっては、地域の実情に応じ、防災行政無線、緊急速報メールを始め、マスメディアとの連携や、広報車・コミュニティFM・インターネット(ホームページ、SNS等)等の多様な情報伝達手段を活用し、住民等に確実に伝達するとともに、雪崩や土砂災害などの災害時に孤立するおそれのある地域においては、当該地域の住民と双方向の情報連絡手段の確保について留意すること。

2. 警戒避難態勢の強化

市町村は、関係機関と緊密な連携の下、災害の発生のおそれのある地域について、改めて、危険箇所、避難路、指定緊急避難場所等を住民に周知徹底すること。また、関係機関と連携して情報収集し、気象情報及び融雪の状況、過去の災害事例等を勘案し、雪崩、河川の氾濫及び土砂災害により住民の生命、身体に被害が及ぶおそれがあると判断したときは、遅滞なく避難勧告等を発令すること。

都道府県は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第61条の2の規定に基づき、市町村長は、必要であると認めるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事に対して、避難勧告等に関する事項について助言を求めることができることを市町村に対し周知すること。また、助言を求められた都道府県知事は、その所掌事務に関し、必要な助言をすること。

3. 危険箇所等の巡視・点検の実施の徹底

雪崩、河川の氾濫及び土砂災害の発生するおそれのある危険箇所等については、既に危険防止の措置を講じた箇所も含めて、地形の特性、降積雪の状況、 雪質の変化、過去の災害事例等を勘案して、重点的に巡視・点検を実施すること。

4. 要配慮者等への配慮

平常時より、市町村、消防機関、福祉関係機関等は、相互に連携し、高齢者等の要配慮者宅やその関連施設について、巡回等により状況を把握すること。特に、融雪出水期に備え、適切に情報の収集や提供を行い、必要に応じ、消防機関、自主防災組織、近隣居住者等との連携協力により、避難誘導を行う体制等の整備・点検及び避難の際の輸送手段の確保を行い、警戒避難態勢の強化に努めること。

5. 災害即応態勢の確立

雪崩、河川の氾濫及び土砂災害による被害が発生した場合には、被害規模に 関する概括的情報などの被害情報を速やかに関係機関で共有し、都道府県及び 市町村は相互に連携するとともに、国及び関係団体等とも連携して対応するこ と。また、救援等の要請及びその実施を迅速に行うため、あらかじめ関係機関 との間で連絡先の確認及び点検を行うとともに、迅速かつ確実な各組織内部で の情報共有・伝達方法の徹底や意思決定経路のルール等を定め周知徹底するな ど、事前に所要の手続や要件等を確認しておくこと。

以上